

平成 25 年度税制改正大綱 (速報)

自民党と公明党の与党は、1月24日に平成25年度税制改正大綱を公表しました。来年4月に税率引き上げが予定される消費税増税に向けた対策が散見される内容で、企業の設備投資を促進するための新たな税制の創設や住宅ローン減税を大幅に拡充するなど、企業の成長を後押しする一方、家計の負担に配慮した措置が盛り込まれています。

では、以下に個人に関わる主要改正項目を見てみましょう。

税目(項目)	概要	適用時期
所得税	課税所得 4000 万円超に 45%の最高税率	平成 27 年分～
相続税	相続財産 6 億円超の部分に 55%の最高税率 基礎控除の 40%減(3000 万円+600 万円×法定相続人数)	平成 27 年 1 月 1 日～
	小規模宅地等の特例適用面積を 330 m ² (現行 240 m ²)まで拡充	
	二世帯住宅への適用の緩和、老人ホーム入所者の居住要件の緩和	平成 26 年 1 月 1 日～
贈与税	教育資金の 1500 万円までの一括贈与税の非課税措置の創設	平成 25 年 4 月 1 日～ 27 年末
	相続税精算課税で、贈与者の年齢要件を 60 歳以上に引き下げ、受贈者に孫を加える	平成 27 年 1 月 1 日～
事業承継税制	親族でない後継者への事業承継などで相続税・贈与税の納税猶予制度、雇用確保要件の緩和(5 年間平均で 8 割以上)など	平成 27 年 1 月 1 日～
少額投資非課税制度(日本版 ISA)	年 100 万円までの株式・投信への投資について、配当や株式譲渡益を 5 年間非課税	平成 28 年 1 月 1 日～
住宅ローン減税	住宅ローン減税の延長・最高控除額 40 万円に拡充	平成 26 年 1 月 1 日～ 29 年末
住宅の省エネ改修	工事費などの 10%所得税額控除を一部拡充し 5 年延長	
自動車取得税	26 年 4 月に縮小、27 年 10 月に廃止	
消費税増税	平成 26 年 4 月から消費税が 8%、27 年 10 月から 10%に引き上げ (番外)	


 消費税増税
への配慮か

所得税の最高税率の引き上げ及び民主党案から引き継いだ相続税の増税は、ずばり富裕層狙いです。これは、消費税上げに対する低所得者層の不満感を緩和することにあるようです。自宅の相続税評価減の条件も若干緩和されました。

1月29日には消費税増税の条件でもある、デフレ脱却を目指す来年度予算案が発表されました。その前の22日には、日銀金融政策決定会合で、日銀はインフレ目標2%を決めています。この日銀の決意には覚悟が感じられませんが、とにかく今年の巳年は、安倍首相劇場の幕開けとなりました。